

# 法教育推進協議会 第26回会議 議事録

第1 日 時 平成23年11月4日(金) 自 午前10時00分  
至 午前11時44分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

笠井座長 それでは、予定された時刻になりましたので、第26回法教育推進協議会を開会させていただきます。

最初に、本年9月に法教育推進協議会の委員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

氏本委員が退任されまして、その御後任として最高裁判所事務総局総務局の小野寺真也第一課長が委員に就任されました。

小野寺委員、一言ごあいさつをお願いできますでしょうか。

小野寺委員 最高裁判所総務局第一課長をしております小野寺でございます。今日からどうぞよろしくお願いいいたします。

前任の氏本から、異動の関係で私に交代ということになりました。

一言だけ申し上げさせていただきますと、私、今最高裁判所3年目ということになりますけれども、その前は盛岡の現場で裁判官をしておりました。当時は、いわゆる裁判員制度施行直前ということで、いろいろ広報活動等もさせていただいていましたが、それにあわせていろんな学校の方々、小学生、中学生、高校生、皆さんいろいろ裁判所に来ていただいてお話をする機会がたくさんございました。やはりグループ単位で来ていただく方々、あるいは学校として、クラスとして来ていただく方々、いろんな方とお話ができ、生徒の皆さんがきらきらした目で話をしてこちらからも話をさせていただき、いろいろ率直な話を聞けたというのは、今でも気持ちのいい体験だったなというふうに思っています。

教育という視点は、私はまだまだ不勉強なところがございますので、これからどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から本日の議事と配付資料について御説明をお願いします。

丸山官房付 それでは、事務局から御説明させていただきます。

本日の議事ですが、昨年度初めて実施いたしました法教育懸賞論文コンクールで優秀賞を受賞されました福岡県弁護士会の春田久美子先生と、それから京都教育大学附属高等学校の札埜和男先生にもおいでいただいております。お二人からは、法教育に関する取り組みについてお話をいただきます。なお、最優秀賞を受賞されました島根県立隠岐島前高等学校の武藤先生にもお声がけさせていただきましたが、残念ながら本日は所用により御欠席でございます。

次に、机上の配付資料の確認をさせていただきます。

資料1は、先ほど御紹介がありました委員の異動を反映した法教育推進協議会の新しい名簿でございます。

資料の2は、本日御発表の春田先生が作成されました法教育の取り組みについての資

料でございます。

資料3は、札幌先生が作成されました法教育の取り組みについての資料となります。

そして、このクリップどめをしている、ホチキスと別刷りで「体験談聞き説得力磨く」という毎日新聞の記事を机上にお配りさせていただいておりますが、これも札幌先生の発表の資料ということになります。

その他参考資料として3点、机上にお配りしております。

1点目は、「アメリカ法教育見聞記」と題する神谷委員の論文を配付させていただいております。これは第1回、第2回の2回連載というもので両方のものを配付させていただいております。第1回につきましては、法教育推進協議会において神谷委員に御発表いただいた内容と大きく重なる部分もございますが、第2回につきましては、現場の法律家の生の声等々を御紹介いただいているという内容になっております。

その他、日本司法支援センターから発行しております広報紙「ほうてらす」の最新号をお配りしております。一番最初のページを開けてください。ここにはインタビューということで、本日おいでいただいております春田先生のインタビューが掲載されておりますので、御一読いただければと存じます。

3点目ですが、法務省で開催いたします法教育シンポジウムのチラシを配布いたしております。法教育シンポジウムですが、11月26日土曜日の午後1時30分から開催をする予定でございます。内容は、表面の右下にございますが、法政大学法学部政治学科教授の杉田敦先生による基調講演、その他「法教育の新たな展開」と題しまして、法科大学院生や大学学部生による法教育、あるいは品川区教育委員会で取り組んでおります市民科と法教育の連携等について取り上げる予定でございます。

最後のぜひたくクロストーク・公開法教育でございますが、法教育推進協議会の第1期座長をお務めになりました土井真一教授、それから新しく法教育推進協議会の委員になっていただいております井上慶応大学准教授によりますクロストークを予定しております。

お時間がありましたら、是非おいでいただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

では、早速議事に入ります。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は、春田先生と札幌先生においでいただいておりますので、それぞれお話を伺いたいと思います。

最初に春田先生、続いて札幌先生という順でお願いしたいと思います。

では、春田先生、よろしく願いいたします。

春田先生 皆さんおはようございます。本日は、このような立派な会議の席にお招きいただきまして本当に光栄に思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私は、資料の2の初めのほうに書いてございますように、福岡県弁護士会の弁護士で

す。弁護士会の中に法教育委員会というところがありますけれども、弁護士になって5年目ぐらいになります。初期のころからこの委員会に入って活動してまいりました。あわせて、立場としては九州弁護士連合会、いわゆる九弁連と申しますけれども、そちらのほうの法教育に関する協議会の委員を兼ねております。

私は、ちょっと最初に自分のことを自己紹介を兼ねて、法教育につながる関係で話しておこうと思うんですが、今は弁護士ですけれども、その前に10年間ほど裁判所でお世話になっておりまして、裁判官をしておりました。その裁判所の中に、裁判傍聴に来られる小さなお子さんたちの相手をしたりして、あとは例えばいろんな公民館活動とか、そういう大人の方々のお相手をするというようなことで、だんだん市民の方の相手をするが多くなりまして、そしてまさに裁判員裁判が始まる本当に数年間、裁判所が初めて市民向けにPRというものを意識するようになったときに、広報担当をやってほしいということで当時の支部長に言われて、裁判所が広報というふうには初めはびっくりしたんですけれども、そういう形でいろんなマスコミを含めて対応をするようなお仕事が多くなってきて、今に至っているということでございます。

今日いただいた演題が、「法教育への取組について」ということだったんですけれども、その1行下に、ちょっと言うのも恥ずかしいんですけれども、世界一受けたい楽しい有意義な法教育の授業というのをつくりたいなという私の思いを込めて、サブタイトルにつけてみました。今日は、第1から第5まで、今まで私が法教育というものに携わってきて今ぶつかっている壁ですとか、それでも見たい夢、希望、あとは学校現場の実態などを皆様方にお伝えできればなと思っております。

では、順番に従って御説明に入りたいと思います。

まず、よく言われるんですけれども、この法教育という言葉の説明から大体入るんですね。この春夏、福岡県弁護士会は法教育センターという学校側にとって窓口を一本化しようということで、初めてセンターというものをつくりました。つくった意味は、その窓口のこともあるんですが、弁護士会で今までは委員会だけで取り組んでいたこの活動を、委員会の垣根を越えて全弁護士で子どもたちの教育に当たってこうということで作られたのがセンターです。

センターともう一つ、車の両輪のもう1個目が法教育研究会というのがありまして、これがまさに教材、どういう授業をするのが一番学校現場にとって、子どもたちにとっていいのかというのを研究する会です。ですから、センターと研究会と2つの車の両輪でやっているんですが、私はそのセンターの広報のほうの活動をしてまいりました。

そしていろんな学校の、例えば校長会でとか教頭会、いろんな教育委員会をこの春、夏ずっと回っているんですけれども、法教育っていう説明をするところからまず時間をすごく使ってしまうんですね。話すとき、ああ、そういうものですかという感じでわかっていただけなんです。この言葉自体で一体何をしたいのか、どんな教育をしたいのかというところの難しさ、それから範囲とするところの余りにも漠としていると言ったら

あれなんですけれども、広さ、広範囲、そういうものがなかなかイメージをつかみにくい原因になっているのかなという気はしているんですけども、最近、また少し考えが変わってきました、だからこそこれが法教育なんじゃないかというような命題に対する回答のようなものを、逆に学校現場のほうから発信するチャンスというものもあるのではないかなというふうに思っております、何が法教育なんだろうかといういろんな問いかけにどう答えるのかというところが、この法教育を普及させる突破口になるのではないかなというふうに原点に戻って考えるようになりました。

今、私が考えているのは、まさに法とか司法という言葉や機能に着目して、法って何だったっけ、司法って何だったっけということに着目して、いま一度法教育というものを私自身は考えてみたいなと思っております。

それで、後ほど出てきますけれども、例えば他に消費者教育ですとか、司法教育といった違う言葉で言われている言葉と法教育の関係も、そこで考えるようになりました。

最初にお伝えしておきたいのは、つい最近、法教育研究会である高校の社会の先生から突きつけられた疑問なんです、自分はもう20年、30年公民科の教師をやってきました。そこで憲法や法律を教えてきたつもりです。それと先生——私たちですね——がやりたいその法教育の何が違うのかが全くわからないというふうに言われて、今までやってきたのとどこがどう違うんですかという質問があって、そのとき、もちろん答えましたけれども、多分学校現場の大方の雰囲気はまだそういうものなんだろうと。単に、例えばこういう制度があります、こういう仕組みになっていますというのが法教育じゃないとは言わないけれども、そこから一歩進んでなぜそうなのかとか、具体的な社会、現実の中でこういう問題としてあらわれているんだよというようなことは、多分、余り授業では今までは踏み込んでいなかったのかなというお話はいたしました。

2番に進みますね。

それで、かねがね思うんですけども、結局、この協議会がつくっているいろんな4つの教材とかありますけれども、学校の先生から何をしたいんですかっていつも言われるんですね。どういう授業、何を一体子どもたちに伝えたいのか、どういう子どもたちをつくりたいのかということ聞かれます。それで、私が今、到達している答えとしては、これは弁護士会の中でもコンセンサスを得られているかどうかはわかりませんが、私なりに今思っていることは、この(1)まさに言語能力といいますか、自分の頭で考える力、そして自分でどうしてそう思うのかを考える、そして決める、答えを出す、そしてそれを自分の言葉でお友達にわかるように伝えて、場合によっては交渉したり説得をしたりという形で折り合いをつけていくというような、そういうイメージを持っております。

今、はやりなんだろうかと、言語能力というような言葉で語られることが多いようですが、まさにそういう教育のために法教育の素材といいますか、やろうとしていることが一番私はフィットしているのではないかなと思って、「ほうてらす」のインタビュー

でもそのようにお答えをいたしました。

下のほうにイラストをつけているんですが、うまく描けなくて申しわけありません。これは、子どもたちを表してみたんですけれども、子どもたちはどういう大人になっていくかしらというのを考えてみたんですが、一番上には、将来、参政権、国民主権の主権者たる主権の担い手としての市民、国民。そして地域の住民、コミュニティにおける組織の中に入る一人の住民としての立場。そして一番下のところはプライベートなところですけども、一家庭人として親になっていたり、子どもだったり、そういう立場があるだろう、あとは夫であったり、妻であったり。右のほうには、多くの国民は消費者になることが多いのかな。そして労働問題という意味では、雇われるか、人を雇う側か。そして場合によっては犯罪の加害者、あるいは被害者という立場に、いろんな立場に子どもたちは将来なっていくでしょうと。そういうなっていく子どもたちを考えて、どういう力を身につけておくのがいいのかという、ある意味実践的なものを考えたほうがいいのかという気がしています。

次、2枚目に移ります。

新しい学習指導要領の中に、この4つのキーワード、あるいは3つのキーワード、正直まだ私も例えば「対立」って何だろう、「合意」って何だろう、特に「効率」という言葉はすごく難しいなと思っております。これは漢字としては読めるし、意味もわかるとは思いますが、これを先生方が子どもたちにどういうふうに伝えていきたいのか、逆に伝えていかないと、どういうことになってしまうのか。伝えたほうがどういう意味でいいのかということ、これから多分議論することになるんでしょうが、このあたり、どういう教材でどういう授業を展開するのがこのキーワードを満たすことになるのかは、論文のほうで少し書かせてもらいましたので、今日は割愛したいと思います。

そして3番目、私は弁護士なので、学習指導要領そのものですか教科書はもちろん全部読んだことがあるわけではありません。時々、機会があるときに見せてもらう程度で、学習指導要領のほうは少しいろいろ読んでみたんですが、すごくいっぱいあって難しいんですね。テーマもいっぱいあって。それで、法教育という言葉はもちろん出てきませんし、どれがその部分の法教育なんだろうというのが、ちょっと引っ張ってきにくいというか、難しいなと思っていますが、現場に普及していくためには、このあたりとの関連は押さえておかないといけないというのを最近痛感するようになりました。

第2番のところは、よく私が実践している授業を、ここは文章でいっぱい書きましたけれども、細かく説明はしませんけれども、やはり一番最初の授業としてやりやすい、そして学校側の手応えといいますか、反応もすごくいいなと思うのは、やはり模擬裁判です。しかも、模擬裁判の仕込みの時間がすごく要るんじゃないかという誤解をあえて突破したくて、50分でできる模擬裁判と、行ってその場でできる模擬裁判。大丈夫です、必ずできます、何とかしますと言って、その場で即席で最後まで授業らしい展開をするというのを得意にしております、この模擬裁判をやると、なかなか手応えがいい

という感触を持っています。

模擬裁判の教材は幾つかありますよね。例えば法務省が出していらっしゃるホチキスの針の穴があって、本当にこの人、真犯人なのというように、事実認定のやり方を学んでみよう、体験してみようというタイプのもの。私はあえてちょっと違う切り口でやってみて、とにかく考えてみて。執行猶予と実刑と、すごくどっちでもあると思うんだけど、どっちがいいかなと考えてみてというシンプルなものにしてあります。それは、そんなに50分で伝えられることというのが、いっぱい盛り込めないし、あんまり欲張り過ぎると負担感が大変になってしまって、学校の先生も、劇はやったけど一体何だったんだろうという消化不良感が残ってしまうので、目標はあえてシンプルにすることにしてあります。

あとは、2番に書いてあるように、いわゆるルールづくりについての授業、それから学校の先生から、よく校則に絡めてやってほしいということがありますのでそういう授業、そしていわゆる先ほど言った消費者教育、こういう被害に遭わないように賢い消費者になりましょうという、悪質商法の手口と対応を知りたいというときには、端的にこういう授業やったりすることもありますし、最近多いのが携帯ネット絡みでの何かというものを要望されることが多いので、子どもたちのリアルな現実感を持ってできるものをする人が多いかと思います。

そして、場合によっては、別紙4でつけているんですけども、ここまで崩すかと言われるかもしれませんが、アイドルグループ、AKB48の総選挙があった時期に、ああ、あれで憲法の授業ができないかしらと真剣に考えて書いてつづってみたのが別紙4のカラー刷りのものなんですけれども、これは意外に反応がよくって、そう言われれば、こんなのでも憲法の授業できるかもねというふうに言われましてちょっとうれしかったんですが、例えばということでこういうことも考えています。これは、ひとえに子どもたちに、まずつかみのところですね、授業の一番最初のところをぐつつかんでやりたからです。

そして5番目は、これは別紙5、今日は時間ないと思いますが、私がとても大好きな高校の英語の先生が書かれた論文なんですけど、初めて九州で模擬裁判選手権というのに参加した後に、この先生はいろんな論文を書かれていろんなところに投稿されていろいろ賞ももらったりされているんですけど、もともとこの先生はディベートということを通じて、例えばディベートをするのも、英語の時間に英語でその教材を読んで、いろんな問題について、いろんな専門家の大人の人と子どもたちを引き合わせて、いろんな幅広いグローバルな視点を持った勉強をさせたいということでやってきた活動と、初めてされたこの模擬裁判選手権を言語活動という切り口で教育的にどうだろうかというのを書かれたのが、この別紙5の論文です。

私がこれで、ああ、そうだなと思ったのが、私たちがいつもお話ししている法教育の出前授業は、1回こっきりといますか、弁護士が1年に1回お邪魔して授業をして、

それで終わりというのが多いんですが、それで終わらせてしまったらもったいないですよねと。例えば、模擬裁判は公判廷の様子だけをするんですけれども、そこに来るまでの捜査の間ですとか、例えば判決で懲役になった場合、その後、あの被告人はどういう生活になるんだろうというのは、刑務所のことも知らないといけませんし、あるいは保護観察所、もっと手前で例えば家庭裁判所の調査官の話とか、いろんな関係する諸機関の大人の仕事があるはずだと。そういったことも広く線をとらえて子どもたちに知ってもらおうほうが、法教育も深まりが出ていくんじゃないのかという御指摘をいただきまして、ああ、そうだったなと思って、このあたりは、例えば裁判所で、いつも裁判所の公開見学ですとか、法壇に上がってみようとか、最高裁判所の見学は人気みたいですが、そういうもの。あるいは法務省のほうも、この夏も福岡のほうで学校の先生たちのために刑務所見学ツアーみたいなのがあったらしいんですが、そういったちょっと授業とは違う社会科見学みたいな要素で、実感を持って世の中のことを知ってもらおうというミックスをした授業をすると、もっと広がっていくかなという感じがいたしております。それで別紙5をつけさせていただきました。

第3、これはまさに普及と推進のためにどんなことをしているか、してきたか、これからしていきたいかということなんですが、やはり何と言っても法教育って何なんですかと、それでどういう子どもたちをつくれと私たちにおっしゃるんでしょうかという質問に答えられるかというところを、やっぱりここを押さえておかないと、そこでお話だけで終わってしまうので、ここに一番気を使っています。法教育をするとこんないいことがあります、法教育は、今までの授業ではこういうところが足りなかったのを埋めるところなんですという、ちょっとおこがましいんですけども、そういうことをお話しするところに一番気を使っています。

別紙1に戻ります。

別紙1のカラー刷りの3枚のものは、先生方は皆さん忙しいので、5分なのか、10分なのか、1時間、時間をとってくれるかわかりませんので、一番短い時間でも余さずエッセンスを伝えられるようにということで、短い書面の中に盛り込んだこの3枚つづりのものが、私が今、法教育ってこういうものかなと思っているものです。

この3枚つづりを渡すんですが、一番学校の先生たちがずっと見て開いてあるページは、3枚目の授業の具体例のところですね。ここをずっと見ながら聞かれていることが多いですね。やっぱり具体的にどんな授業になるのかなというイメージを知りたいということだと思います。

そして1枚戻っていただきまして、「〈法教育〉に取り組むための色々な切り口」というところで、ここが私の工夫のしどころなんですけれども、いろいろいいですよ、社会科の授業だけじゃなくて、国語でもいいし、家庭科でもいいし、総合学習でももちろんいいです。他に文部科学省のほうでされていますキャリア教育、この言葉を出すと結構反応がいいです。それから道德教育でも使えますし、消費者教育、そしてNIEの視

点とか、ここら辺も言う、へえっていう反応になりますし、そしてアスタリスクの5個目、言語活動、コミュニケーションの話になりますと、はあ、それと法教育が絡むんですかというような感じで、ちょっと話が長くって聞いてもらえることが多いという実感を持っています。

資料に戻りますね。

そこで3番、「反応の良いお誘いの仕方」というところなんですけれども、今申し上げたことです。

そしてシチズンシップという言葉を使うかどうかは別として、やはり市民、将来子どもたちがなっていく主権者としての積極的な主体性を持った大人をつくっていくという意味でのシチズンシップという視点の話をしたり、そしてここにはちょっとあれだったんですけれども、例えば、最近の若者は選挙に行かなくなった。何で選挙に行かないんだろうというようなこととかの話もして、それは今までの社会科の授業がおもしろくなかったのかしらというような話にもなったりして、そこで先生と私がああでもない、こうでもないといったお話になっていく流れが多いんですが、とにかく学校のカリキュラムが忙しい。もうぎゅうぎゅうで既にいっぱいです。何とか教育、何とか教育で、もう大変なんですとおっしゃられることはわかっていますので、普通の授業の一環の中で、例えば、そういえば来週は憲法の人権のところだったなという、そういう普通のカリキュラムの中でもお邪魔にならないような形での授業の提示というのができる、今はいいのかなというふうに思っています。

もちろん、時間をたくさんとってもらって特別授業ですとか、総合学習でできればいいんですけれども、そういう欲張ったことというよりも、むしろ普通の授業の中で50分使ってみてくださいと。人権のその部分を私たちと一緒に授業をやりませんかという提案をすることが大事かなという気もしています。

そして4番目に入っていきますが、私は今回いろいろ学校の先生からお話を聞く中で、学校の先生たちが一番集まって、かつ効率的に情報が回っていくのは何なんだろうというのを考えたときに、1つは、この教育課程説明会というものがあるということを知りました。今日、文部科学省の方がいらっしゃると思っていますが、学習指導要領が変わるたびに、こういうところが変わりました、なので、こういうふうに授業をやったほうがいいですみたいなお話を、この教育課程説明会というのでされるそうなんです、ここには必ず該当の先生方が皆さん行かなくちゃいけないことになっていて、ここで今日私がやっているようなお話をされれば、確実に伝わっていくんじゃないでしょうかというサジェスションを受けました。そういうところに外部の人間が入れるのかどうかわかりませんが、その先生はそういうふうに教えてくださったので、こういうところに食い込んでいけるといいんだろうなというふうに思いました。

そしてもう一つは、(2)で4ページ目にも入っていますけれども、私もつい最近まで知らなかったんですけれども、国立教育政策研究所というすごい名前のある

んだと思って、私が実際に行ったのは、福岡県の教育センターというところなんですけれども、実はすごくいろんなカリキュラムがあって、教員の先生方はこんなにいっぱい研修を受けているんだなということを知りましたが、このカリキュラムの中に是非取り込んで、しかも新しい内容であればあるほど、今タイムリーな「法教育」という感じでトピックとしてカリキュラムに入れていただいで、ばーっと広がっていくといいだろうなと思っていますし、あとは社会科の先生とかがたくさん集まるであろう、日本であるいろんな大きな学会の中でこういう話ができたならうれしいなと思っています。

3番は、実際に教育大の学生さん向けに、今年初めて授業としてやったことがあります。それは、N I Eの活動で新聞社の方と仲よくなったときに、それはいいことだということで、じゃ早速やりましょうということで、ちょっとN I Eとはずれるんですけども、新聞社が福岡教育大学に寄附講座を設けて、そこで初めて新聞力講座という中で法教育の授業をさせてもらいました。

そして4番、これもいろんな学校の先生の集まりが、先ほどのセンターの研修とは別にあるということもわかりましたので、こういうところを今地道に地道に回っております。回ってお話をするだけではなくて、実際に子ども向けにやろうとしている授業を、先生たちと一緒に体験してもらおうというリアルな授業として、それを講演としてやっております。

そして5番、これは学校の先生とお話ししていく中で気がついたことなんですけど、ここで網羅していないと思うんですけども、学校の先生はやはりいろんな紙ベースの資料をお読みで、それを職員室の中に回覧をしていくのか、いかないのか。書類もいっぱいあって、これは回覧するけど、これは回覧しないという重さの軽重があるようですが、いろんな公刊物があるみたいなので、この中で法教育の普及を図っていくというのは是非やりたいなと思いました。

いかがでしょうか。「日本教育新聞」、「内外教育」、「週刊教育資料」、これはもしかしたら管理職の先生が多く読まれるもので、現場の先生までは読まれないかもしれませんが、実際にこの資料を手を持って、今度何か法教育というものをしないといけなくなったそうだから、これは大変だから急いで講演をしてくださいと、この資料を手をされて、そこには東京都の教育委員会のあれが載っていたんですけども、ということで駆けつけて来られた校長先生もいらっしゃいましたので、やはりこれは目が届くものなのかな、そういうところに普及の広報活動をしていけばいいんじゃないかなというのがアイデアです。

そして2番目は、別紙6でつけましたが、これは本物なので申しわけないんですけども、こういう形で文書が出ていくのが一番いいですと。確実に校長は回覧をします。職員室に回覧をして、これはちゃんとやるようにというふうに行くから、文書の流し方にも気を配っていったらいいですよと学校の先生が教えてくださいました。別紙6は、法務省が文部科学省の方に出して、文部科学省のほうが各教育委員会に出して、それが

各学校に行くというものですけれども、こういうルートで文書が行くと一番重みがありますということをお教えしてもらいました。

そしてもう1個、これも私は全く知らなかった視点なんですけれども、教科書会社と是非仲よくなりなさいと。職員室にはしょっちゅういろんな教科書会社の方が出入りしていて、いろんなイベントとか何かやっていくには教科書会社とタイアップするのが一番現場の末端の先生たちはいいよということも、学校の先生たちから教えていただきましたので、これもやってみたいと思っています。

そして4番目です。これは資料8の冒頭のオレンジ色、右下の通し番号27ページとつけていますが、これ私、初めて行ってきたんですね。これは何で知ったかといいますと、小学校の校長会の会長の先生にこの法教育のPRをしている中で、そういえば最近若い先生たちがしょっちゅう楽しそうにやっているのが税務教室だったかなとか言いながらお話してくださって、調べた結果、多分これだったんです。経済教育ネットワーク、これは東京証券取引所というのが入っていますけれども、ここが最近、福岡の普通の学校とかにもいっぱい出入りしていて、先生たちがよく集まって勉強をしているとかいうので、へえ、そんなにおもしろいんだったらどんなのだろうと思って調べていたら、ちょうど8月、夏休みにこういうイベントがあるということを知りまして、私でもいいのかなと申し込んでみたらオッケーだったので行ってまいりました。

ここで注目していただきたいのが、その中でやっているカリキュラムの内容なんですけれども、もちろん講師陣の顔ぶれもそうそうたるものですが、やはり現場ですぐに使える、例えば教科書との関係でのお話——これは経済ですけれども——大学入試問題を通して経済を考える。それから学習指導要領に基づく経済の考え方、教え方というふうには、本当にすごく実践的なものだなという感じがして、聞いている私もすごく勉強になりました。学校の先生方も、ものすごく食いつきがいいと言うとあれなんですけれども、すぐに使えると、明日から使える。そして具体的な授業例。ここには株式会社ゲームとありましたけれども、子どもたちが遊びといますか、おもしろく学べるような工夫がいっぱいされていて、ああ、こういうイベントで法教育をやったらいいんじゃないかなと、来年からやってみたいなとすごく思ったことでした。

レジュメの4ページ、5番目に戻ります。

今、学校現場で何がタイムリーなトピックとしてあるのかということなんですけれども、3つあるらしいんですね、受け売りなんですけれども。道徳教育、それから新しい公共、社会参画、この3つのキーワードをチラシに織り込んで説明に行ったら、絶対聞いてくれるよというふうに言われまして、ああ、そういうものなのかと。新しい公共って何ですかって聞いたら、鳩山政権のときにねというふうには、今日はいらっしゃっていませんけれども、井上先生がまさにあれなんです。そういうふうには、やっぱり新しい学校現場で、今、タイムリーなトピックというのがやはりある。それにずっと絡めていなくてもいいと思うんですけれども、やっぱりそういうふうには絡められると、ずっと

入っていけるというアイデアも教えていただきました。

そして、いろんなアンケートとか、いろんなお話を聞いていても、一番関心が高いのが、やっぱり裁判員制度ということであれば、その切り口ですと入っていきやすい。

福岡の場合ですけれども、多分、他の県でも各都道府県あると思いますが、いろんな県が何とか運動とか何とか教育とか銘打ってやっていると思うんですが、それとの絡みでも法教育できるんですよというようなことで売り込みに行っております。

6番、メディアの利用なんですけど、利用できるものは利用するというで利用させてもらっています。特に新聞記者の方、今回、福岡県の弁護士会の取り組みを単なる告知ではもったいないので、きっちり記者レクチャーをやりました。法教育について語って、もうファンになってもらう。そんなおもしろいものがあるんですねと、記者にまずおもしろいと思ってもらう。そうすると、授業を見てみたいから授業に行かせてください。それで、研究会というところで、学校の先生といろいろやっているんですよと言うと、研究会にも来てくださいます。そういう形で、記者の方にもファンになってもらうと記事にもなるし、また広がっていくということで、記者を大切にしています。

2番目は、この前テレビを見ていたんですが、10月の下旬に、世界のいろんな教育番組を日本が表彰するという「日本賞」というのが38回目ということだったんですが、そういうのがあるんだなというのを知りまして、是非法教育の楽しそうな授業をNHKの教育テレビにでも番組にしてもらって、それを世界に発信して、アフリカでもできる、アジアでもできる、アメリカでもできる、ヨーロッパでもできるような汎用性のあるような教材を日本からつくって発信していけたら、すごくすてきななと思っておりました。

この前はラジオでも、え、ラジオと法教育という感じがしたんですけれども、ラジオだったら取材に行けるよということだったので来てもらって、授業を受けたばかりの子どもたちの生の声をラジオの音声でお届けしたら、パーソナリティーの方が、こんな授業だったら、保護者の方が一緒に授業参観の授業でしたら楽しいのというようなことが言っておられましたし、ラジオも一定のツールとしては使えるかなと思いました。

最後5枚目に入りますね。

こんな感じでいろいろなことをやってきましたけれども、私は例えば経済教育も、消費者教育も、金融教育も何でもいいと思うんですけれども、法教育に今必要なのが、やはり何をしたいのかということを経つかポイントをきちっと明らかにすると。このねらいの授業は、例えばこういう授業がいいというようなことを幾つかもう一回テーマをびしゃっと決めて、しかも何時間もかかるようなものじゃなくて、1単元でもできる、しないよりはやったほうが良いというようなお勧めの仕方をするのが大事ななと思っていて、そういう観点から、8番、現場の先生と1個1個の授業を通じて連携を深めていっております。

そして1つの学校、1人の先生にも1回やっていただくと、必ず大体リピーターになっていただいて、結構いいよって、弁護士会の法教育の授業使えたよという口コミが横

に広がっていくと、だんだん広がっていくという感覚を持っています。

そういう形で第4は、実践をして、1年間にとにかく50分使ってやってもらうという、この壁を突破するのを目標にやっております。

第5のところは、もうこのとおりなんですけれども、5番目のところです。誰でもが使える、ある程度の学齢に応じた教材というのは考えないといけないと思いますが、その考え方によっては中学校でも小学校でもできるというような汎用性の高い教材をつくって、それを各いろいろな地域、エリアで、キャラバン隊と書いたんですけれども、実践していくというところでじわっと広がっていくのが一番いいし、あとは文部科学省の力を借りられれば、やはりさっきの教育課程説明会ですか、学習指導要領の解説という、変わるときだからこそそのチャンスを使って、うまく学校現場の先生に情報をおろしていくと広がっていくかなという感じがしますし、最後の6番に書きましたけれども、実践的な、実際の、具体的な活動としての授業みたいなイメージで、ずっとぼーっと聞いておくというよりも、何か子どもたちにかかわってもらいたい、そんな楽しい授業ができればうれしいなと思っています。

最後に資料の紹介で終わりますが、別紙3は、中学校3年生で本当に50分で、正直言うと1単元半、時間をもらったので、70分ぐらい使ったんですけれども、70分でさっき言った模擬裁判の授業をやったときの学校の先生方の評価です。これは校内の研究授業という形でやりましたので、同じ学校の先生が20人ぐらいその教室にだ一つと来て授業を見てどう思いましたかという、その学校の先生方同士の評価をまとめたペーパーです。

後でお読みいただきたいんですが、ねらいは伝わっていたかなと。ただ、改善すべき点というのをいっぱい指摘いただいたので、そこがうれしかったです。あ、こういう視点で、次、こういう授業のやり方に変えたらいいのかなというヒントもいただきましたので、これもうれしかったです。

私は、こんな感じで今までやってきているんですけれども、これからも法教育にかかわっていきたいです。それはとっても法教育が楽しくて、子どもたちにとって有意義だという確信があるからです。

九州は今、新幹線とかができて、すごくエリアが狭くなりました。是非、九州、福岡、佐賀、近くなりましたので、私たち九弁連は来週、指宿に集まって勉強会をするんですけれども、九州、特に福岡、佐賀の近いところから、何らかの福岡モデル、九州モデルのようなものをつくって、元気に全国に発信できたらなという期待を持っています。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からの御質問等があればお願いしたいと思います。

高橋委員 50分でできる授業って非常に魅力的なんですけれども、その50分の中で学校の現場の先生方とのコラボレーションというか、どういにかかわり、どうい協調が

あるのか教えていただけますか。

春田先生 学校の先生方とのかかわりの。

高橋委員 一緒に授業をやるような形なのか。弁護士の先生方が主導権を握ってやるのか。あとは、その後の授業の中での何かフォローがあるのか。その辺を教えていただきたいと思います。

春田先生 いろいろなバリエーションがあつて、全部お任せいただける場合もありますし、半分ずつやりましょうというのがありますが、この資料をつけた授業の場合は、最初のほうに、今日は裁判するんだよという前ふりみたいなのかまとめの部分は学校の先生がされました。私は、例えば結論がこんなに割れちゃっているけどどう考えたらいいかということの、そういう意味での本当のまとめの部分は専門家として行いましたし、この裁判はこういう裁判で、こういうところがポイントだから、こういうところを今からみんなが考えてみてねというのは私のほうが多分なれているので、うまくすみ分けをして行いました。

笠井座長 他に何かございますでしょうか。

大杉委員 大変感服いたしました。これだけ学校の状況を的確に把握されて説明していただくと、非常に説得力がありまして、多様なチャンネルから攻略を立てられているなどというふうに感心しました。ドラッカーですかね、相手の言葉を使わないとコミュニケーションは成立しないというのは、まさにそのとおりで、非常によく学校を理解していただいているなどというふうに思いました。

1点ですね、通し番号の2ページ目の一番上のところなんですけれども、(2)で効率のところを引いて御説明いただいたんですけれども、意味はわかるけど、どう教えるかということの、効率のところは実際に学校の先生方もどう教えますかねということをよく聞くんですけれども、この点についてどのようにお考えですかということ、個人的な意見として法教育的に効率を取り上げる場面というのをどこに求めるか。

実は、この4つ、1つの事例で全部当てはめなくてもいいんじゃないかという発想だと思うんですけれども、政府が支援配分をどうするかという問題とか、幾つか適応するところがあると思うんですけれども、法教育的に無理をして入れなくても、公正ということとか、ここらだけでもいいのかなというふうに個人的には思っているんですけれども、これについていかがお考えでしょうか。

春田先生 とても難しい質問なんですけど、例えばこういう感じで授業をやってほしいと言われて、テーマを授業の例をつくるという作業をよくやっているんですけれども、つい最近もあったんです。

例えばアルバイト禁止の高校があつて、それと学校の条例との関係と子どもたちの何とかって、すごく難しいのがだーっと書いてあつて、これを授業にと思ったんですけれども、端的にアルバイトをしたいと言っている子どもがいると。学校はだめと言っている。じゃ、語学研修のためにファミリーレストランで夜まで働くのはどうか、じゃ、A

KBに会いたいために秋葉原に行くためのお金を稼ぐために新聞配達をするのはどうでしょうとかいう、何か具体的な課題を設定して、そもそも何でアルバイトってダメだったんだろうねというところから考えてもらって、校則、法律とかいうことと、ダメとか、いいというのは、どういうふうな筋道で決まっていくなんだろうという、そういう具体的な設題を使って、今のお答えにはならないかもしれませんが、効率とか対立、合意、効率、そういうものを具体的な事例の中で振り返ってみれば、ちょっと効率とかも勉強したことになるのかなという例をつくることに注意を払えば、法教育に十分なるのかなと思っています。

今のはちょっとずれていますかね。

大杉委員 多分、効率は、無駄を省くと書いてあるんですけども、裏の意味は、誰かの満足を減らさないまま、他の人の満足を増やすことはいいことなので、それが効率化という、効率化原則を教えましょうというところになると思うので、結構、事例は法的なものでなかなか出ていないので、是非つくっていただくといいなというふうに思っています。

ちょっと余分な一言になるかもしれませんが、通し番号の4番に、国立教育政策研究所と各都道府県の教育センターの大きな集まりで、全国教育研究所連盟というのがありますので、それは非常に何か参加されるのはいいことではないかなというふうに思います。

春田先生 ありがとうございます。私もこれにいろいろ書いたんですけども、何でこういうのを私がいろいろ調べているんだろうと時々自分で思って、学校の仕組みがわからなくて、必死にいろんな先生から教えてもらったりして、まだ、ようやくたどり着いた途中だと思っているんですけども、学校の先生たちが、こういう集まりがあって、ここに持っていくのが一番いいよとかいうのは、誰か教えてほしいなと逆に思っていたんですけども、勉強にはなるのでやっておりますが、今のもありがとうございます。

笠井座長 それでは、他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、春田先生、大変詳細でわかりやすい御説明をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、続きまして札埜先生からお話をお願いしたいと思います。

札埜先生 初めまして、札埜と申します。懸賞論文のほうを出したのが宅急便ぎりぎりの夜の12時前。今日は新幹線、6時23分を予約していましたが、朝起きたのが6時。遅刻しそうになりながらぎりぎりでやってまいりました。与えられた時間が30分ということで、話も30分ぎりぎりまでになると思います。いつもぎりぎりで生きております札埜と申します。よろしく申し上げます。

一応、国語の教師なんですけれども、きっちりとした標準語は話せませんので御了解ください。関西弁まじりでちょっとお聞き苦しいかもわかりませんが、よろしくお願

します。

国語科における法教育ということで、2つ、私の伝えたいことがあります。1つ目は、社会科とどうちゃうんやと、というですね。2つ目、今回、模擬裁判を中心にお話ししたいと思いますけれども、私が今考えている、要は模擬裁判を通じてどんな生徒が育ったら成功というか、今私が考えている裁判員像、市民像って一体何か、これを中心にお話しできたらなと思うてます。

今まで国語科の中で法教育を実践してきたんですけども、模擬裁判以外にもいろいろやってきました。模擬裁判はほとんどの学校でやられているというものではないですね。やっぱり先ほど春田先生のいわれた50分でできる、そんな50分でできる模擬裁判ってあんのかいう感じで皆さん御存じないと思うんですね。どうしても負担感がつきまとう。だから、あんまりまだ予想されるほど広がってないと思うてます。けれども、模擬裁判というのは、やっぱり私からしたら非常に魅力的な教材です。

何で魅力的なんか。前任校と今の学校、全然違う高校です。前任校はいろんな生徒がいました。今は、まあいわゆる超進学校です。模擬裁判の魅力は、やはり学力に関係なく生徒がはまる、普遍性あるんですね、教材としてね。生徒が考えた疑問そのものが教材になる。教材として非常に魅力的だというのがあります。

そしたら、ちょっと前任校の模擬裁判の様子と、現任校の模擬裁判の様子、テレビの番組になったやつがありますので、ちょっと見てもらおうと思います。

そしたら、お願いできますでしょうか。

最初にお見せするのは、前任校での模擬裁判で、2002年から始めたんですけども、3年目から地域の人らと一緒にやろうやないかいうことになりました。そのときの地元CATVで放送された市民向け模擬裁判の様子です。授業で私の模擬裁判の授業を受けたOB・OGと、現役の高校生と、市民と一緒になって2005年、2006年と2年続けてやりました。2006年のときの映像です。

そしたらお願いします。

[プロジェクターによりビデオ映写]

ありがとうございます。

もう一つ見ていただきます。

これも短いですが、番組の一部だけ見ていただきます。高校生模擬裁判選手権です。これはもう司法修習生がやるのと同じぐらいのことを高校生がやるんですけども、第2回大会で合同大会がありまして湘南白百合と日本一をかけて戦いました。ちょうど会場が隣の日本弁護士会館でした。2008年に生徒らと来たなあと思い出しながら、今日、寄せてもうたんですけども。今から御覧いただく映像は、大阪の朝日放送が去年の第4回模擬裁判選手権の様子を、追っかけてくれたんですね。特集してもらった、その一部を御覧いただきたいと思います。

そしたらよろしくお願いします。

[プロジェクターにより一部ビデオ映写]

おかげさまで5連覇させてもらっているんですけども、うちは法教育というのは、まあ言うたら、学校として特別にそんなんやってないですね。僕は個人的にやりますけれども。模擬裁判選手権は、有志でやってます。主に1年生中心です。大体、文系、理系で言うたら、理系のほうが多いですね。だから、将来はロボットの研究をする生徒もいますし、今年のメンバーにも日本の代表として、ロボカップの大会でイスタンブールに行ってきた生徒もいましたね。

もういけますかね。

[プロジェクターにより再びビデオ映写]

最後の方に見てもらった「言葉に命を吹き込む」これが私が国語でやる意味やと思うてるんです。皆さん、考えてみてください。人が殺されてると。それって極限の状態ですよ。それをわかりやすく説明するって、普通できますか。僕は、なかなか高校生の段階でそんなもん、大人であってなかなか難しいと思いますね。

ちょっとまた映像に戻る話をしたいと思うんですけども、模擬裁判する場合は、必ず裁判傍聴に連れていきます。いろんな生徒のいた前任校の子と、今の進学校の子では、まず反応が違います。

「今度、裁判傍聴行くで。」と告げますと、前任校では、生徒がまず言います。「先生、人が裁かれてる場、ほんまに見に行つてええの。それ、その人に対して申しわけないやん。」いろんな生徒がいるんですね。中学時代に家庭裁判所にお世話になった子もいます。ですから、やっぱりリアルに考えるんですね。「そんなん、あかんやろ」と。

ところが、超進学校の子は、やっぱり裁判は別の世界なんですね。だから、一遍行つてみたいなという、本当の興味関心で来るんですね。

模擬裁判やってて非常におもしろいところは、そういういろんな子がいる前任校での模擬裁判というのは、生徒が何を身につけていくかということ、実証的に考えていく方法ですね。やっぱりふだんは授業とかの質問にも、「何となくそう思う」とかが多いんですよ。でも、裁判では「何となく」は許されないので、だんだん、「学校知」といいますかね、要は科学的に考えるとか、実証的に考えるとか、そういう方法を次第に身につけていくんですね。それがいろんな生徒がいる学校でやるときのおもしろさかなと思います。

逆に、今いる進学校の生徒でしたら、そういう実証的な力とか、論理的に考える力って、ある程度あるんです。その子らが弱いのは何かというと、「学校知」に対して、「世間知」と言うてるんですけども、世間一般のことです。例えば、いろんな生徒がいた前任校では、アルバイト経験してる子がようけいました。ですから、例えば、大阪書店から3万円札盗み出したっていう、そういう簡単な模擬裁判があるんですけど、前任校の生徒はアルバイト経験してますから、本屋のレジに3万円札とか1万円札がそんなようけあるはずがない、小銭があり、千円札がいっぱいあるはずやと考えます。それ3万

円札パッと取ったっていう話、おかしいんじゃないかと、こういうところを突いてくるんですね。

ところがアルバイト経験のない進学校の子らは、そこまでなかなか想像できないんですよ。あるいは、この資料で言いますと、4ページになりますかね、生徒bの言葉で、ケーキ屋さんの話っていうのが出てくるんですけども、「失恋サンタの殺人事件」というのがありまして、元カレの男性が恋人を刺し殺すというシナリオなんです。前任校でこのシナリオでやって、現任校でもやったんですけども、前任校の卒業生で、パティシエの修業をしている子をゲストに呼んだんですね。

そしたら、その子が今の現任校の生徒らに言うたのは、「血がついてるということは血のにおいがするはずや」と。これはやっぱりケーキ職人を狙う人間の発想ですよ。資料に、「匂いでわかるはずなど、私たちでは思いつかないことをいろいろ教えてもらいました」という感想がありますけれども、進学校の子らは、机上では学べない「世間知」というものを身につけていくなというのを実感しますね。

ですから、いろんな意味で、模擬裁判というのは普遍性があるなど。学校によってあるいは生徒によって獲得していく力というのが微妙に違うなと思うんですね。

模擬裁判は、架空の事件なんですけれども、それをどんだけリアルに考えられるか、そのリアルに考えるための環境づくりが教師の仕事かなと僕は思っているんです。やっぱりどんな学校でやるにしても共通して言えるのは、人間が見えてくるというか、街とか人とか社会とかを見る生徒の目に奥行きが出てくるなと思うんですね。

生徒の感想で言いますと、次のcの感想。第4回、5回模擬裁判選手権に参加した生徒の感想なんですけれども、こういうことを書いてます。「私にとってこの事件の被害者、被告人は誰でも良かった。被害者はこの後怪我をしてしまったせいで職を失い、どうやって妻を養っていくのか、被告人はこのような事件を起こしてしまいこれからその家族はどうやって生きていくのか、そんなことは1つも考えられず、ただ紙面の上でのっぺらぼうがのっぺらぼうに撃たれ、殺意はあったのかなかったのか考えてしまっていた。これではいくら『思考力』や『表現力』が身についたとしても模擬裁判をした意味はない。どうしてこの人はこんなことを言ったのか、もしくはやったのか。そしてこの後どうすれば被告人は罪を償い、被害者は救われるのか。そのようなことを考え合わせて、適切な罰を与えるためにどんな訴訟活動を行えばいいのか・・・」という、感想を書いていますね。

どうしても進学校の子らは、裁判を知的ゲームとして考えてしまう。そうじゃない。やっぱり、例えば資料にあらわれない被告人の家族とか、あるいは仕事場の同僚とか、あるいは被害者に対するマスコミの対応とか、そういうことをひっくるめて資料にあらわれない「向こう側の世界」をどんだけ読み取ることができるか。これこそ僕は国語という読みの力やと思います。

だから、与えられた資料だけじゃなくて、資料の向こう側の世界もひっくるめて判断

を下していく。そのところに国語という教科の「読む」という大きな営みがある。模擬裁判の言語活動としてどうしても話したりとかいうのを強調されるんですけども、僕はやっぱり「読む」ことが一番やと思いますね。

生徒が「リアルに考えられる」工夫の一つなんですけれども、いろんな大人、ゲストを呼びます。映像で出て来はったのは、林良平さんという「犯罪被害者の会」の代表幹事をされている方ですけども、実際に奥さんが刺されてしまわれた。そのときのシナリオも人を殺めてしまうことにまつわるシナリオだったんですけども、やはり模擬なんやけども、実際のところ被害者の立場としてどうなんやと。そんなリアリティーをいかに現実に行っていることとして考えさせるか、生徒がいかに「模擬」を「本物」としてとらえるか、その工夫の一つとして、いろんな人を教室に招くという方法をとっています。

去年は林良平さんでしたけれども、今年はまた違う立場の人ですね、資料として追加でつけ加えましたけれども、甲山事件の冤罪被害者である、山田悦子さんをゲストに招きました。山田さんから冤罪被害者としていろいろと自分が受けた経験を語っていただく。そしたら、生徒は今までシナリオではどうも実感がわかなかったことがリアルにとらえられるようになってくる。例えば最後にコメントありますけれども、検察官役の生徒のコメントです。「勝敗を争うゲーム感覚から、現実社会に目を向けて準備しようとの思いが変わった」。こういうふうには、生徒が架空の事件をリアルにとらえるようになるために、その当事者の方をゲストに来ていただく。そうすることで、生徒が、模擬裁判の中の言葉に、僕の表現になりますが、「命を吹き込む」ようになる。

ですから、林さんのときもそうですし、山田さんのときもそうですし、生徒が聴いた言葉をちゃんとシナリオに反映させているんですね。そういうところに非常に、国語である醍醐味、言葉に命を吹き込むという醍醐味があるかなと思います。

そういう社会的な想像力、それをどんだけ生徒がふくらませられるかというのには、やっぱり言葉の力もかかわってくると思うんです。資料4ページaの生徒の感想ですが、この生徒なんかは社会的な想像力にまつわる文章が出ていますよね。「『悪いこと』には裏側、というか『背景』や『理由』が必ずある。僕は実際裁判の傍聴で家族のために身を汚した被告人を見ました。被告人なりに必死だったんだ、とも思うし、被害者となった家族もどんなに辛いだろうとも思いました。両方の側の人間の哀しさが見えて来ました。つまり表面に見えないものを見ようとすることがとても大切なんだと考えるようになりました。」という、こういう感想ですね。

だから、国語でやる意味というのは、読むというところにあります。あと、いろんな人の話を聴くということですね。生徒は聴くこと苦手ですからね。15分、話して生徒をひきつけるのは大変ですよ。どこかでひきつけるものを途中で入れないともたない。人の話を聴く、そして読む。「話す」「伝える」よりもその方がコミュニケーションの本当に大事なところかなと思いますね。

国語科と社会科とで違う大きな点として、社会的な想像力と言葉に命を吹き込むという2点を指摘しました。今の時点で、私が思っている、何を生徒が獲得したら授業として成功なんかなということなんですけれども、2002年から模擬裁判の授業をやっていて、だんだん僕も変わってきました。

最初は、模擬裁判を経験したら裁判員になっても大丈夫やろうと。裁判員になるための教育を最初思ってたんですね。ですから、模擬裁判の授業を受けて、感想とかで、これで私は裁判員になっても大丈夫や、という感想が出てきたら、僕なりに満足してたんですけども、やって3年目ぐらいで、終わってから生徒に聴いたんですね。「これで君ら、模擬裁判じっくりやったし、裁判員になっても大丈夫やろ」と言うたら、生徒の半分が、「先生、絶対裁判員なんてやりたくない」と言うんですね。「何でやねん。」と尋ねると、「こんなん先生考えてみ。模擬裁判でもこっだけ一つの決断を下すのに苦しいのにやな、そんなもん、ほんまの裁判員なんてもっとしんどいに決まってるやん。もう私は絶対選ばれてもやりたくない。」と言うんですね。僕はそれを聴いて愕然としたんですね。模擬裁判で「両刃の剣」やなと思ったんです。

でも、実は模擬裁判の授業で大事なものは、そこやなと思うようになったんですよ。要は、逆説的なことなんですけど、裁判員制度をよりよく発展させるためには、裁判員に選ばれたくない、裁判員制度はおかしいって思うような生徒。こういう生徒を育てるのが大事やなと。

感想のところを紹介しますと、資料5ページdの生徒の感想を御覧ください。現任校で裁判官役をやった生徒なんですけれども、こういうことを言うてます。「ほんまは絶対に有罪にしたろって思ってたんですけど、いざとなったら評議でみんな無罪って言うし、ここで有罪といったらものすごい私が冷たい人間みたいやん・・・とか思ったり・・・本当に意見はなかなか言いづらいものですね。やっぱり裁判員制度はアカンと思います。絶対アカンと思いました。」

この生徒ね、評議の場で裁判官役やりながら、自分は絶対有罪やと、こいつ絶対有罪や思うてたんですね。でも周りが無罪って言うんですよ。だから、とうとうこの子は、結局自分の意見を言えなかった。でも、このとき、その生徒が「絶対これは有罪や」と言えたら「理想」やったと思うんですね。例えば、裁判員裁判でどんな裁判員、市民が理想か言うたら、僕はプロの裁判官に対して、「ちゃう（違う）」と、「ノー」と言える裁判員、市民、これがやっぱり大事やなと思いますね。

最近封切りされた『ステキな金縛り』という三谷幸喜さんの映画でも、検察官と弁護士の間で共通の目的は、真理を発見することやという、そういう検察官役中井貴一のセリフがありました。やっぱり本当のことを知るためには迎合したらあかん。自分がこうやと思うたら、それを主張できる人間になれるよう授業でそういう力を育てなあかんわけです。

でも、次のeの感想を書いた生徒が、こういうふう言うてます。「先生はこの（公

開) 模擬裁判は大人への問題提起であるとおっしゃった。だけど私は自分自身にも問うたつもりだ。正しい判断を下せるか、正しさとは何か。模擬裁判をする前より今のほうが答えになり得るものが増えて、まだ上手にまとめられない。だから、私は敢えて、疑心暗鬼である裁判員制度のもとで、裁判員として選ばれてみたい。」この生徒は裁判員制度を否定的に捉えています。

「裁判員制度おかしいんちゃうか」と疑問を持ちながらも、だからこそあえて一遍参加してみたらやないか、あるいは裁判官が何と言おうと私はこう思う、裁判官にノーと言える生徒、そういう生徒が育つというか、そういう生徒が生まれることがとても大切、僕は今そういうふう思うてます。

だから、生徒がうまくまとめるんですけれども、aの感想の最後のほうですね。「だからこそ、僕が模擬裁判の授業を通じて考えたことは重要なことだと思うのです。いろいろな立場や考え方やものの見方を広く知る、見えないものを見ていく、そうした上で自分なりの意見を作っていく、一つの判断を下していく、その繰り返しが自分の頭で考えられる人間、周囲に流されない人間、自立した人間を作っていくのではないのでしょうか。今日本の社会に求められているのは、流されない自分の考えを作っていくというその地道な営みだと、私は主張します。」

こういう流されない自分の考えをつくっていったら、それをプロに対しても「ちやう(違う)」と言える生徒、市民、これが法教育の着地点の1つじゃないかなと僕は思います。

これは後日談になるんですけれども、第5回高校生模擬裁判選手権、本年8月6日に終わりました。おかげさまで生徒の努力が実って優勝できました。活動はこれで終わるんですね。ところが、参加した生徒が、「先生、9月に入ってから教室とってください」と言うんです。「君らどないしたんや」。「実際に模擬裁判やって、先生、非常に疑問に思ったことがあります。無罪推定の原則、『疑わしきは被告人の利益に』が、日本国憲法には、明記されてません。フランスの憲法、アメリカの憲法、他の先進国の憲法にはそれがちゃんと書いてある。何で日本では、裁判のときに無罪推定の原則を主張しながら憲法にはないんですか」って言うんですね。

それから、彼らの今思っているのは、これはほんとに僕もびっくりしたんですけれども、「先生、冤罪が発生する温床は、代用監獄制度です。これはやっぱりおかしい。これを廃止せなあかんと思います。」と言うてるんですね。生徒はその後、自主的に9月以降ずっと教室で勉強会を開いているんです。これは模擬裁判の教育の一つの成果かなと思うんです。「賛成意見と反対意見と両方聴かなあかん。その上で、自分たちの意見をつくっていき。そして、その自分たちの意見をつくって、いかにして大人、あるいは世論に訴えるか、どうやって伝えようか。」と、彼らは考えています。法務省に今日来させてもらたんですけれども、生徒は今、「法務大臣に会いたい、法務大臣に手紙を渡したい、自分たちの考えについて、ぜひ賛同者ふやして、より良い社会をつくってきたい」ということを真剣に考えているんですね。

ですから、今日も昼休み集まってやっていますわ。他の人に自分たちがやろうとしていることをわかってもらうために、模擬裁判で培ったプレゼンテーション力を、更にみがくんやと言うてやっているんですね。そういう風に試行錯誤しながら生徒はやっています。だから、僕自身はそういう生徒の動き、うれしいなと教師として率直に思うんです。

法教育をやって来て、これおかしいな、ちょっと日本の制度としてここをもっと改善せなあかんちゃうやろか、と疑問を抱いてそれを実際に変えるために行動に移すような生徒が出てきた。現任校に移り、高校生模擬裁判選手権に参加して5年目。5年目にしてそういう生徒が出てきた。教師として率直にうれしいなと思います。もしかしたら、生徒が近いうちに法務省に押しかけるかもわかりませんが、そのときは是非温かく迎え入れて話を聴いてやってください。

どうもありがとうございました。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の札埜先生のお話について御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

村松委員 先生、どうもありがとうございました。

模擬裁判を知的ゲームにしないというところ、それはまさしく私も同感でして、現場で模擬裁判の指導をする上で、どれだけ生徒たちに突っ込んで考えてもらえるのか、そこはいつも腐心しているところではあります。私たちもそういう法教育をしていきたいと考えているんですけれども、そうさせるために先生は、例えば外部講師を呼んだりだとか、さらに生徒にじっくり考えさせる時間を設けるなどされていることが分かりました。

そういう活動をしたいと思う反面、実際に学校現場では時間がそれほどなくて、なかなか自由に時間がとれない状況があるんだろうと思っています。先ほどの春田先生の報告にもありましたけれども、広めていこうとなると、手軽な形でまずやってもらいたい、どうしても2時間、3時間とるとなると、かなりそれは負担感が大きいと学校現場で言われています。

そこで先生にお伺いしたいんですけれども、1つはまず国語という授業の枠の中で、年間の授業計画の中でこういった模擬裁判の授業に何時間くらい割かれているのか。当然国語ですといろいろ教えなきゃいけないことがあるでしょうから、他の教えるべきこととの時間配分等工夫があるんだろうと思うんですが、その辺のところをまず1点お伺いしたいと思っています。

もう1点は、先生と同じような意義を多くの学校の先生方に感じてもらうには、どういったことを伝えていけばいいのか、どういったアプローチがあるのか。その辺、先生の御意見をいただければと思います。

札埜先生 まず1点目なんですけれども、最初に懸賞論文でも書きましたけれども、私はずもともと社会科の教員で、途中から国語の教員になった者なんです。ですから両方の立

場がわかるんですね。社会科というのは教えることが多過ぎますよね。どうしても覚えるところが多い。でも、その点国語って社会科よりは融通がききます。ですから、前任校とかは「学校設定科目」といった自由な科目があったので、それで模擬裁判やるとなったら、1カ月かけることができましたね。大体週3コマあって、それで他の授業なんかもらって、大体15時間はかけられたなど。国語の枠で言えば、国語の教師が、これおもしろいな、思うてやろうとしたらそれぐらいできると思いますね、一般的に考えて、授業としては。

現任校でしたら、「現代文」が週2時間しかないんですね。そうなってくると、なかなか授業で、前任校みたいに、しかも進学校なので模擬裁判ばかりやっているわけにもいかない。当然、評論とか小説もやらないあかんですけど、それも工夫次第ですね。例えば比較的余裕のできる3学期に法に関連した評論とかけ合わせて大体8時間ぐらいはできるかなと。そういうふうに思いますね。

ですから、今日、文部科学省からも委員の方がお越しになっているということですが、やっぱり僕は法教育をやるに当たって、社会科より国語科のほうがやりやすいと思うんですよ、本当に。国語科のほうが社会科よりも融通がきくという意味で、結構国語科の枠の中でできるかなというふうに思っています。

2番目に、非常にこれがある意味非常に厄介というか、どうやったら僕みたいな法教育がおもしろいと思える、そういう意義をわかる教員が増えるのか。1つは、やっぱり僕自身は、あまり法教育とか何とか教育ってね、要は、またかという感じなんですよ、現場から言うたら。いろんな教育が押し寄せてきます。国際理解教育とか、消費者教育とか、キャリア教育とか、もう何とか教育のオンパレードですわ。やっぱり、僕自身はあんまり法教育、法教育って声高に叫ばんほうがええと思います。

じゃあ、どういうふうに広げるか。先ほど春田先生の御意見とも重なるんですけど、普通の授業で普通にやる方法ってあると思うんですね。例えば、国語の教材で言うたら『羅生門』とか。この小説では、「悪に対する悪は許されるか」ということが出て来ます。ここから発展させて、じゃ、仕方なくする悪、言うたら、これは死刑と関わってきますから、そこから死刑制度の是非というテーマに入ることができます。森鷗外の『高瀬舟』。ここから安楽死問題とかにも通じる。要は、法の視点から見たら、国語にはいろんな使える教材たくさんあるんですよ。そういうことを「法と言語学会」というところでは発表したんですけども、法にまつわる教材って国語には多いです。

だから、文学作品を文学としてだけ読むんじゃなくて、法教育という視点でも読んだら何ぼでも使える教材はあります。村上春樹にもあります。だから、やっぱり自然な形で、あんまり法教育やっていうふうに叫ばんと、いや、こういう見方の授業もできませとということで、ソフトにこれはおもしろいやんというふうに広めるやり方というのはあるんじゃないかなと思いますね。

普通の文芸作品を法教育として読み解いていくことについては、来年2012年にく

ろしお出版から『法言語学』という大学生向けのテキストが出ます。その中に「法言語教育」という項で書いてますんで、それを読んでいただけたら、いろいろと広める方策、ヒントになるかと思います。2012年です。来年です(笑)。よろしくお願いします。

笠井座長 ありがとうございます。

他に何か御質問等ございましたら。

江口委員 先ほどの生徒は、社会科の先生方とは関連づけて勉強会なんかもするんですか。それとも札幌先生のもとで、とにかく公共政策に影響を与えるような動きをする会になるわけですか。どうなんですか。

札幌先生 僕も初めての経験なので、先行きわからへんですね。まだイメージできないですね。ただ、生徒のサポートはしたいとは思ってます。

江口委員 なかなかでも、社会から見ると、ええ、憲法教えたじゃん、どうするんだいとか出てくるので、そのあたりも是非挑戦してほしいというのは社会科の教員としてはと。

それから、札幌先生が言われたように、法教育、法教育じゃなくて、ふだんの授業の中に法の視点とか、法の支配みたいなことが入ってくるのが理想なんですけれども、なかなかそこまで行くための一つのステップとして、法教育という、こういう時間をつくったという感覚はあるんですけどね。でも、次のステップとしては、新しい広がりを持っていったほうがいいというのが本音ですね。

春田さんがやられたようなことも、ずーっと10年前にやっぱり僕らもいろいろな手法はないのかって考えていて、その全部をできなかったからこういう形で今やっているという面はあるので、これからじゃないですかね。そういうのが直感ですね、意見です。

笠井座長 他に何か御質問、コメント等ございましたら。

村松委員 もう1点、少し細かいんですけども、このレジュメの中で模擬裁判の型というところで、A、B、Cで分けていただいているんですが、このうちのB、「シナリオを書き換えて行こう」というのはどういった活動になるんですか。

札幌先生 これは、例えば大阪弁護士会がつくった「失恋サンタの殺人事件」といったシナリオとか、あるいは大阪地裁がつくらはった、書店から3万円盗むという窃盗事件のシナリオとか、不完全な箇所がいっぱいあるんですよ。すきがある。だから、それを例えばこういう証人を登場させたらええやろう。そうしたら、この証人にはどんな質問をして、どういうふうに発言させよか。だから、もとになるシナリオをより完璧に仕上げるために推敲していくという、そういう型ですね。ですから、必然的にそれは言葉を換えることであって、まさしく国語の授業になりますね。

笠井座長 他によろしいでしょうか。

それでは、札幌先生、法教育にとどまらない教育制度論一般のようなことにも関係するお話であったかと思います。どうもありがとうございました。

お二人の取り組みにつきましては、今後の法教育推進協議会の活動に大変参考になる

のではないかと考えております。

私は、昨年の法教育懸賞論文の審査について部会から関与いたしましたけれども、部会で応募作品を読んでいるときも、この論文はどういう方が書いておられるのだろうか、この実践をどんなふうにしておられるのだろうかなど、表面にあらわれていないものもいろいろと想像しながら読んでおりました。去年の審査の結果、今日のお二人の先生が優秀論文であったということにつきましては、去年の審査は非常にうまくいったのではないかと、大変良い論文で、かつ良い方を選ぶことができたということをお二人に再認識いたしまして、その意味でも本日のお話はとても有意義であったと思います。

春田先生、札幌先生、本日は遠いところをおいでいただきましてどうもありがとうございます。

以上で予定しておりました議事は終了いたしましたけれども、本年度の法教育懸賞論文につきまして事務局から御報告があるそうですので、よろしくお願いたします。

丸山官房付 本年度の懸賞論文ですが、10月末日をもって締め切りを迎え、全60通の応募がございました。ほぼ昨年並みということでございます。

今後の審査スケジュールですが、最終的に12月、もしかしたら1月になるかもしれませんが、そこで開催いたします法教育推進協議会において受賞作品をそれぞれ御決定いただきたいと思いますと考えております。

また、詳しくは候補論文をお送りする際にお伝えいたします。

笠井座長 論文の審査については、昨年度と同様、部会で行っていただきまして、その結果を協議会に報告していただきたいというふうに思っております。

引き続き、京都で行われております京都法教育推進プロジェクトについて、事務局からお願いいたします。

丸山官房付 昨年7月から京都の法教育推進プロジェクトというのを京都の関係機関の皆様にお集まりいただいて実施を行っております。そして、来年の3月で一応これは終了を迎えることとなりますので、今後この成果をどういう形で取りまとめるのか、あるいはこのプロジェクトをやっていく中で、どういう反省点があったのかということをお二人と打ち合わせるために、先日、協議会を持ちました。そこには府教委、市教委、法曹三者、大学、法務関係機関等が集まっているいろいろな意見交換を行ったという次第でございます。

プロジェクトの成果についてなんですけど、今後冊子の形にしまして広く広報していくということを確認いたしました。ただプロジェクトが来年3月で終わったときに、法教育の取り組みが一過性のもので終わってしまわないように、継続的にどういうふうに行っていく仕組みをつくるかということもさらなる検討課題として残されたところでございます。

また、反省点としましては、各機関の連携が不十分ではないかという点が挙げられました。これまでは各機関で実施していただいた結果をホームページにアップしたりして共有していたんですけども、今後、来年3月までといささか残り少ない時間なので

が、今後何をやるかということホームページにアップをして、さらなる連携の強化を図りたいというふうに思っております。

なお、これからの取り組みということで市教委から御紹介があったんですが、来年の1月27日、京都市内にあります紫竹小学校におきまして、全学年での法教育公開授業が実施されるということでございます。かなり画期的な取り組みだと思いますので、そういったことの広報も含めて努めてまいりたいと思っております。

笠井座長 ありがとうございます。

私自身も京都のプロジェクトについては関与しております。先日の打ち合わせ会には授業の関係で行けなかったのですが、ちょっと連携がどうかという話がありますけれども、各機関においてはかなり活発に動いていただいているということを知っております。私個人もお手伝いできることはしておりますし、今後取りまとめに向かってさらに活動を強めていければと思っております。

まさに終わった後で、これをどう生かしていくか、プロジェクトとしては終わったけれども、その後、京都に法教育が根づくということが大事ななと思っております。

次に、京都に引き続きまして、法教育推進プロジェクトの第2弾ということで、岐阜でプロジェクトの計画が進んでいるということでございまして、これらについても事務局から御紹介をお願いいたします。

丸山官房付 こちらは、平成24年度から、今度は京都でやったのと同じような形、つまり関係機関がお集まりいただいて法教育を推進していただくというものを岐阜で来年4月からできないかということで、今、様々な機関への協力を求めているという状況でございます。

岐阜は京都とは違まして、比較的自治体の規模が小さいので、京都みたいな大都市圏ではなくて、小さい規模のところでどうやって進めていくかと、そういったところにも留意しながら、今、協議会を行っております。といいますのも、日本の大多数のところは京都のような大規模のところではなくて、やはり岐阜といった比較的中小規模の都道府県が多いというふうに感じておりますので、他県においてどういうふうに法教育を推進していくかということで、一つ岐阜の事例を参考にさせていただけるような、そういう取り組みにできればというふうに思っております。

以上です。

笠井座長 ありがとうございます。

大杉委員から、何か今の点について御補足等あれば。

大杉委員 地元で行われれば本当にいいなというふうに思っているんですけども、先ほど丸山さんがおっしゃられたように、40万人ちょっと切るぐらいの岐阜市なので、まさに中核市というところで行われますので、ある意味、札幌先生が言われたように、普通の授業で普通にできるというところが、普通というキーワードでできればいいなというふうに感じています。

あと、個人的には教育学部なので、札幌先生が、やっぱり負担感がつきまとうという先生の立場ですね。それを解消するには、教育学部教員養成の立場としては、何も知らないのにやってくれというのは精神的に一番負担が多いですね。だから、1年生と3年生に模擬裁判なり法教育について授業を取り入れているんですね。要するに、教員になったときに、ああ、あれかという、そういうものを感じさせたいということでやっているんです。

今年は、岐阜弁護士会の先生方も協力していただいて、6名の先生が教育学部の授業に参加してもらって、法務省でつくられた模擬裁判のシナリオを使って模擬裁判をやって、評議を勉強しなさいと。どうのように子どもたちを評議していくポイントがあるのかを学んでくださいというので、1年生と3年生に授業をして、成果はたった1人なんですけれども、教育実習で模擬裁判をやって、わざわざ弁護士事務所に行って、いろんな資料を聞いたりですね、あんたえらく積極的だねと言ったんですけれども。もうやってくれまして、そういう学生が学校に就職したら、負担感をかなり減らしてやってもらえるんじゃないかなという気がしていますので、そういう側面で是非協力していききたいなというふうに思っております。

是非よろしく願いいたします。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、全体を通じまして他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきます。次回の予定につきましては、追って事務局から連絡がされる予定でございます。どうも本日はありがとうございました。